

# 個人情報保護法が 四月一日から全面施行 個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利利益を保護

近年、IT化の進展に伴い、官民を通じてコンピュータやネットワークを利用して、大量の個人情報処理されていますが、個人情報は、その性質上いつたん誤った取扱いをされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。

そこで、だれもが安心してIT社会の便益を享受するための制度的基盤として、平成十五年五月に成立し、公布された「個人情報保護に関する法律」が、

いよいよ平成十七年四月一日から全面施行されます。また、この法律と併せて、国の行政機関や独立行政法人等を対象とする「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等が、平成十七年四月一日から施行されます。

## Points

### 個人情報保護法のポイント

- 1 個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を保護することを目的としています
- 2 この法律は、民間の事業者の個人情報の取扱いに関して共通する必要最小限のルールを定めています
- 3 この法律の仕組みは、事業者が、事業等の分野の実情に感じ、自律的に取り組むことを重視しています

## 個人情報保護法の概要

民間部門を対象にした初めての個人情報保護法

## 個人情報保護の必要性

近年、IT化の進展に伴い、官民を通じてコンピュータやネットワークを利用して、大量の個人情報が処理されています。こうした個人情報の取扱いは、今後ますます拡大していくと予想されますが、個人情報は、その性質上いつたん誤った取扱いをされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。

実際に、企業からの顧客情報の流出や個人情報の売買事件な

どが多発しており、国民のプライバシーに関する不安も高まっています。

こうした状況を踏まえ、だれもが安心してIT社会の便益を享受するための制度的基盤として、平成十五年五月に「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という）が成立し、公布されました。

この法律のうち、基本理念や国の責務・施策などを規定する部分（第一章から第三章）は、既に公布の日（平成十五年五月三十日）から施行されていますが、個人情報をデータベース等の形で事業活動に用いる事業者

個人情報保護法は、官民を通じた基本法の部分と、民間の事業者に対する個人情報の取扱いのルールの部分から構成されています。

**基本理念**

基本方針の策定

国の責務、施策

地方公共団体等への支援 苦情処理のための措置等

地方公共団体の責務、施策

保有する個人情報の保護 区域内の事業者等への支援

苦情の処理のあっせん等

**個人情報取扱事業者の義務**

利用目的による制限

適正な取得

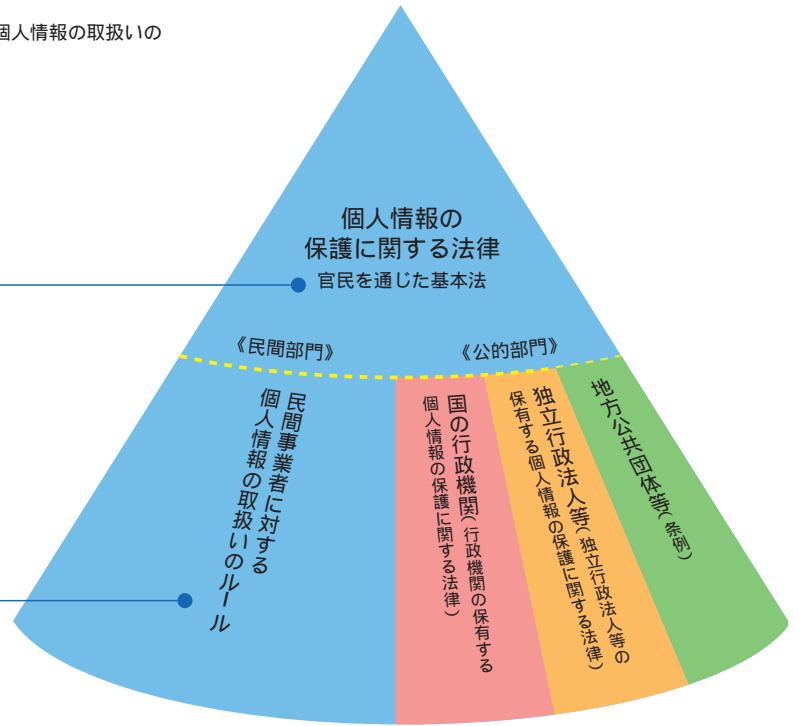
安全管理措置

第三者提供の制限

開示・訂正・利用停止

その他

主務大臣(事業等所管官庁)による報告徴収、助言、勧告、命令



の義務などを定める第四章以降は、今年の四月一日から施行されます。

### 個人情報保護法の目的

個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としており、官民を通じた基本法の部分と、民間の事業者に対する個人情報の適正な取扱いのルールの部分から構成されています。

また、この法律は、民間の事業者の個人情報の取扱いに関して、共通する必要最小限のルールを定めたものであり、事業者が、各省庁等が策定するガイドラインに即して、事業等の分野の実情に応じ、自律的に取り組むことを重視しています。

各省庁においては、平成十六年四月に閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」に基づいて、各審議会等での審議、パブリックコメントを踏まえ、十八の事業等分野で二十六のガイドラインの策定・見直しをしたところです。

また、関係省庁において、審議会等での審議を踏まえ、医療、金融・信用、情報通信分野における格別の措置について、昨年末とりまとめたところです。

### 個人情報取扱事業者の義務

#### (1) 義務規定の対象になる事業者の範囲

個人情報保護法では、五千件を超える個人情報をコンピュータなどを用いて検索することができるように体系的に構成した「個人情報データベース等」を事業活動に利用している事業者が義務規定の対象となります。「個人情報データベース等」には、コンピュータ処理情報のほか、紙の情報(マニュアル処理情報)であっても、個人情報を五十音順、生年月日順、勤務部署順など一定の方式によって整理し、目次、索引等を付して容易に検索できる状態に置いてあるものも含まれます。事業に利用している五千件の数には、例えば、事業を実施する上で必要となる顧客の情報、従業員の情報等が含まれます。

#### (2) 個人情報取扱事業者が守るべきルール

##### 利用・取得に関するルール

個人情報の利用目的をできる限り特定し、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはなりません。偽りその他不正な手段によって個人情報を取得することは禁止されます。

## 個人情報の保護に関するガイドライン

**民間事業者** 事業等を所管する各省庁において、18分野についてガイドラインを策定。

分野		所管官庁	ガイドラインの名称	策定期期
医療	一般	厚生労働省	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達) 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成16年12月24日 平成16年12月27日
	研究	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(告示) 疫学研究に関する倫理指針(告示) 遺伝子治療臨床研究に関する指針(告示) 臨床研究に関する倫理指針(告示)	平成16年12月28日
金融・信用	金融	金融庁	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(告示)	平成16年12月6日 平成17年1月6日
	信用	経済産業省	経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン(告示)	平成16年12月17日
情報通信	電気通信	総務省	電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年8月31日
	放送	総務省	放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(告示)	平成16年8月31日
事業全般		経済産業省	個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(告示) 経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン(告示)	平成16年10月22日 平成16年12月17日
雇用管理	一般	厚生労働省	雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示) 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について(局長通達)	平成16年7月1日 平成16年10月29日
	船員	国土交通省	船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年9月29日
警察		警察庁	国家公安委員会が所管する事業を行う者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する指針(告示)	平成16年10月29日
法務		法務省	法務省が所管する分野における事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン(告示) 債権管理回収業分野における個人情報の保護に関するガイドライン(課長通知)	平成16年10月29日 平成16年12月16日
財務		財務省	財務省所管分野における事業者に対する個人情報の保護に関する指針(告示)	平成16年11月25日
教育		文部科学省	学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年11月11日
福祉		厚生労働省	福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン(局長通知)	平成16年11月30日
職業紹介等		厚生労働省	職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針(告示)	平成16年11月4日
労働者派遣		厚生労働省	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年11月4日
国土交通		国土交通省	国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年12月2日
農林水産		農林水産省	個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドライン(告示)	平成16年11月9日
合計18分野				



個人情報

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、これに含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。氏名、性別、生年月日等がその典型例ですが、個人の身体、財産、社会的地位、身分等の属性に関する情報であつても、氏名等と一体となつて特定の個人を識別できるのであれば「個人情報」に当たります。また、それだけでは特定の個人を識別できなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより識別が可能となる場合も個人情報に当たります。

個人情報の保護に関する基本方針

政府では、個人情報取扱事業者等の取組を促進するため、平成十六年四月二日に「個人情報の保護に関する基本方針」を閣議決定しました。基本方針は法の全面施行に先立ち、国、地方公共団体及び個人情報取扱事業者などが講ずべき措置の方向性を示すものであり、政府として、官民の幅広い主体が、個人情報の保護のための具体的な実践に取り組むことを要請するものです。政府では、この基本方針に基づいて、ガイドラインの策定をはじめ、様々な取組を推進しています。

本人から直接書面で個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければなりません。間接的に取得した場合は、すみやかに利用目的を通知又は公表する必要があります。

適正・安全な管理に関するルール

顧客情報の漏えいなどを防止するため、個人データを安全管理し、従業者や委託先を監督しなければなりません。

利用目的の達成に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内容に保つ必要があります。

第三者提供に関するルール

個人データをあらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供することは原則禁止されます。

開示等に応じるルール

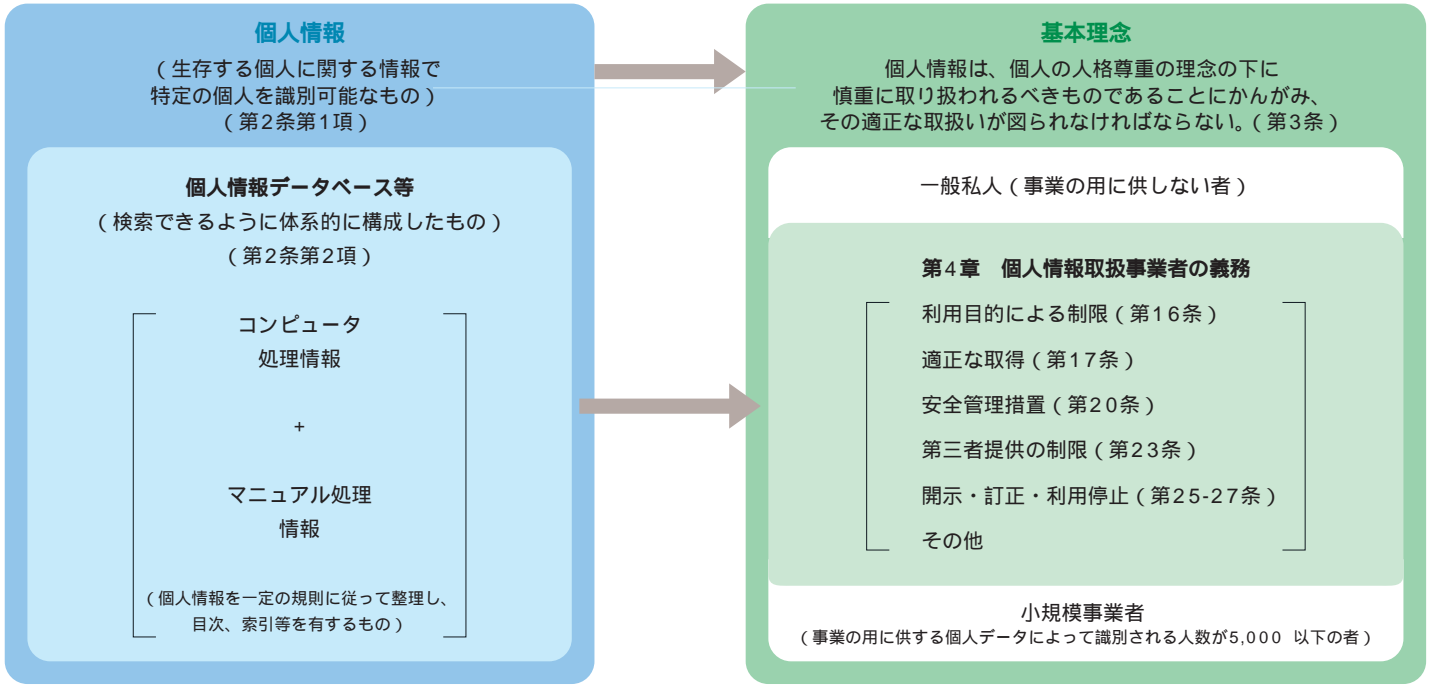
事業者が保有する個人データに関して、本人から求めがあつた場合は、その開示、訂正、利用停止等を行わなければなりません。

個人情報の取扱いに関して苦情が寄せられたときは、適切かつ迅速に処理しなければなりません。

(3) 義務の適用除外

憲法上保障された自由（表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由）に関わる以下の主体が以下の活動のため個人情報を取り扱う場合には、

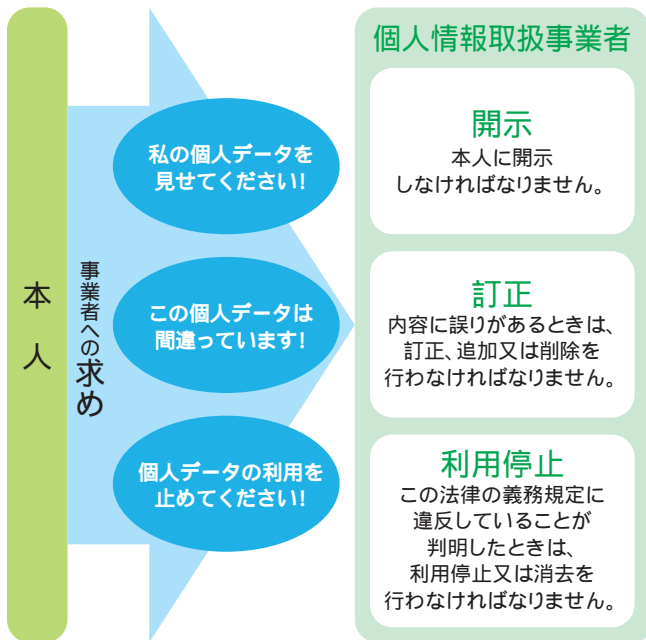
対象となる個人情報、事業者の範囲



市販のカーナビや電話帳をそのまま利用する場合、これらに含まれる個人データによって識別される人数は算定に含まれません。



本人が関与できる仕組み



法定代理人又は本人が委任した代理人を通じて求めることもできます。開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産、その他の権利や利益を害するおそれがある場合などは、開示しないことができます。

**認定個人情報保護団体**  
認定個人情報保護団体制度の目的は、事業者による苦情処理の取組を補完し、苦情の自主的な解決を図るため、主務大臣が民間の団体（事業者団体等）を認定することにより、その業務について消費者からの信頼を確保することにあります。認定団体は、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理、ガイドライン等の作成・公表、対象事業者への情報提供などの業務を行うこととなります。認定を受けるためには、主務大臣に申請を行い、一定の基準を満たせば認定を受けることができます。



個人情報取扱事業者の義務は適用されません。

報道機関 報道活動  
著述を業として行う者 著述活動

学術研究機関・団体 学術活動

宗教団体 宗教活動

政治団体 政治活動

報道機関には、放送機関、新聞社、通信社のほか、報道を業として行う出版社も含まれ、報道活動のため個人情報を取り扱う場合は適用除外の対象となります。

また、著述を業として行う出版社が著述活動のため個人情報を取り扱う場合も、適用除外の

対象となります。

本人が関与できる仕組み

個人情報保護法には、事業者が保有する個人データに関して「本人が関与できる仕組み」が盛り込まれています。

個人情報の本人は、自分に関する情報の開示や訂正等を求めることができるほか、事業者が法律の義務に違反して個人情報を取り扱っているときは、その利用停止等を求めることができます。

また、事業者は、開示等の求めに応じられない場合には、その理由を説明するよう努めることとされています。

なお、開示等の具体的な手続については、政令第七条に基づき各事業者が定めるところにより、行っていたりすることとなります。

苦情処理の仕組み等

個人情報に関するトラブルや疑問は、個人情報取扱事業者自身の取組により解決することが基本となりますが、認定を受けた個人情報保護団体による苦情対応のほか、国民生活センターや地方公共団体による苦情相談

等を受けられるようになります（各道府県・政令指定都市では、計六十自治体のうち五十六自治体で苦情のあつせん等の総括課及び個人情報に関する苦情相談窓口を決定しており、市区町村も含めると約三千か所において消費生活センター等、直接苦情を受け付ける窓口が設置されました（十七年二月十日現在））。内閣府では、これら苦情相談窓口の名称、電話番号等の情報を整理し、ホームページ上で公表しています。

また、個人情報取扱事業者が義務規定に違反し、不適切な個人情報の取扱いを行っている場合には、事業を所管する主務大臣が、必要に応じて、事業者に対し勧告、命令等の措置をとることができ、事業者が命令に従わなかった場合には罰則の対象となります。

なお、ご自分の大切な個人情報を守るためには、自分の個人情報を提供する際に、どのように使われるかを考えるように心がけ、個人情報をむやみに提供しないようにするなど、「自分の情報は自分で守る」という意識も必要となります。

内閣府では、引き続き制度の普及・定着を図るとともに、法の施行状況のとりまとめ・公表、苦情の円滑な処理の推進等に取組んでいくこととしています。

# 行政機関 個人情報保護法の概要

現行法の規律を大幅に充実強化した仕組みを整備

## 現行法を大幅に 充実強化した 行政機関個人情報保護法

国の行政機関における個人情報の保護については、昭和六十三年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」(以下「現行法」という)が制定され、運用されてきました。現行法は、法律の名称が示すとおり、電子計算機処理に係る個人情報を対象としています。

このように、国の行政機関については、民間部門に先立って個人情報保護のための法制が導入されてきましたが、最近のIT化の急速な進展に伴う個人情報の取扱いの拡大に適切に対応するため、これを全部改正し、規律の内容を大幅に充実強化した「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(以下「行政機関個人情報保護法」という)が今年の四月一日から施行されます。具体的には、以下のような仕組みとなっています。なお、独立行政法人等については、行政機関個人情報保護法に準じて制定された

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が同時に施行されます。

### (1) 対象となる行政機関

現行法で対象機関としていなかった内閣官房や会計検査院も加え、国のすべての行政機関に対象を拡大しています。

### (2) 対象となる個人情報

現行法は電子計算機処理に係る個人情報を対象としていましたが、行政機関個人情報保護法は紙に記録された個人情報を含め、行政機関が保有するすべての個人情報に対象を拡大しています。

### (3) 行政機関における個人情報の適正な取扱いに関するルール

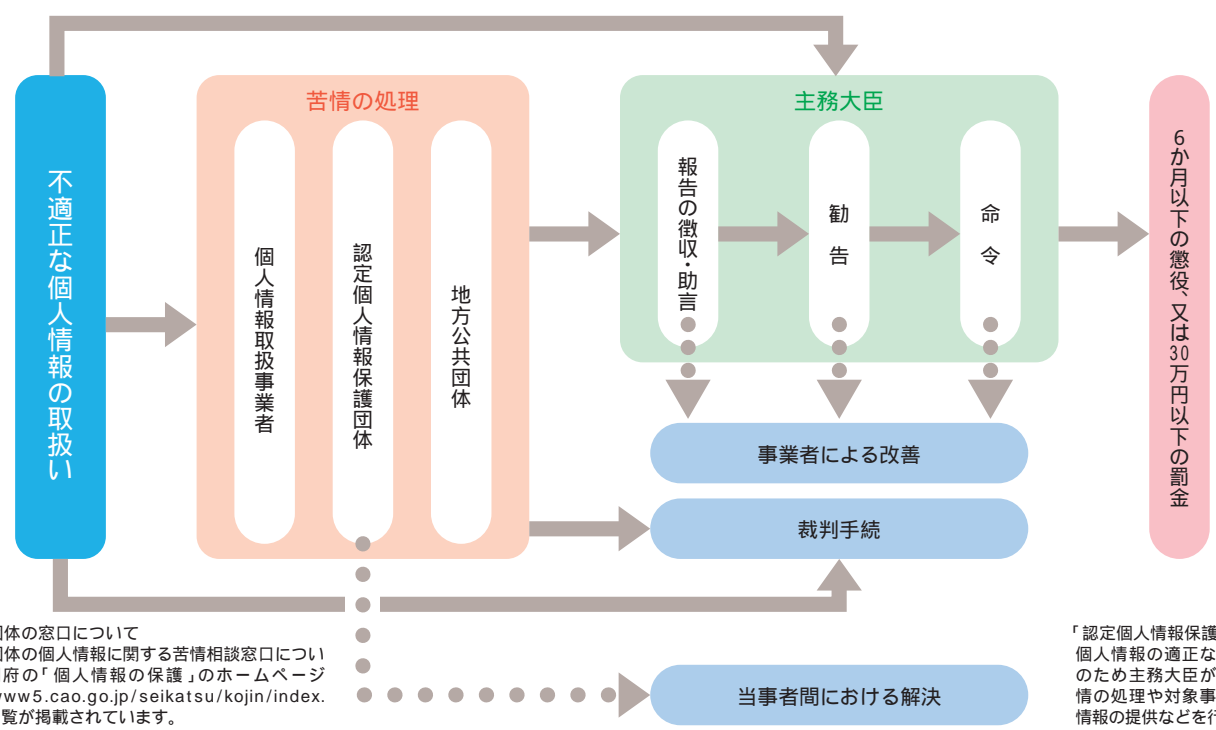
#### 利用制限

個人情報保有する場合には、利用目的をできる限り特定しなければならず、また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはなりません。

#### 利用目的の明示

個人情報の本人から直接書面で個人情報を取得するときは、原則として、あらかじめ本人に対して利用目的を明示しなければなりません。

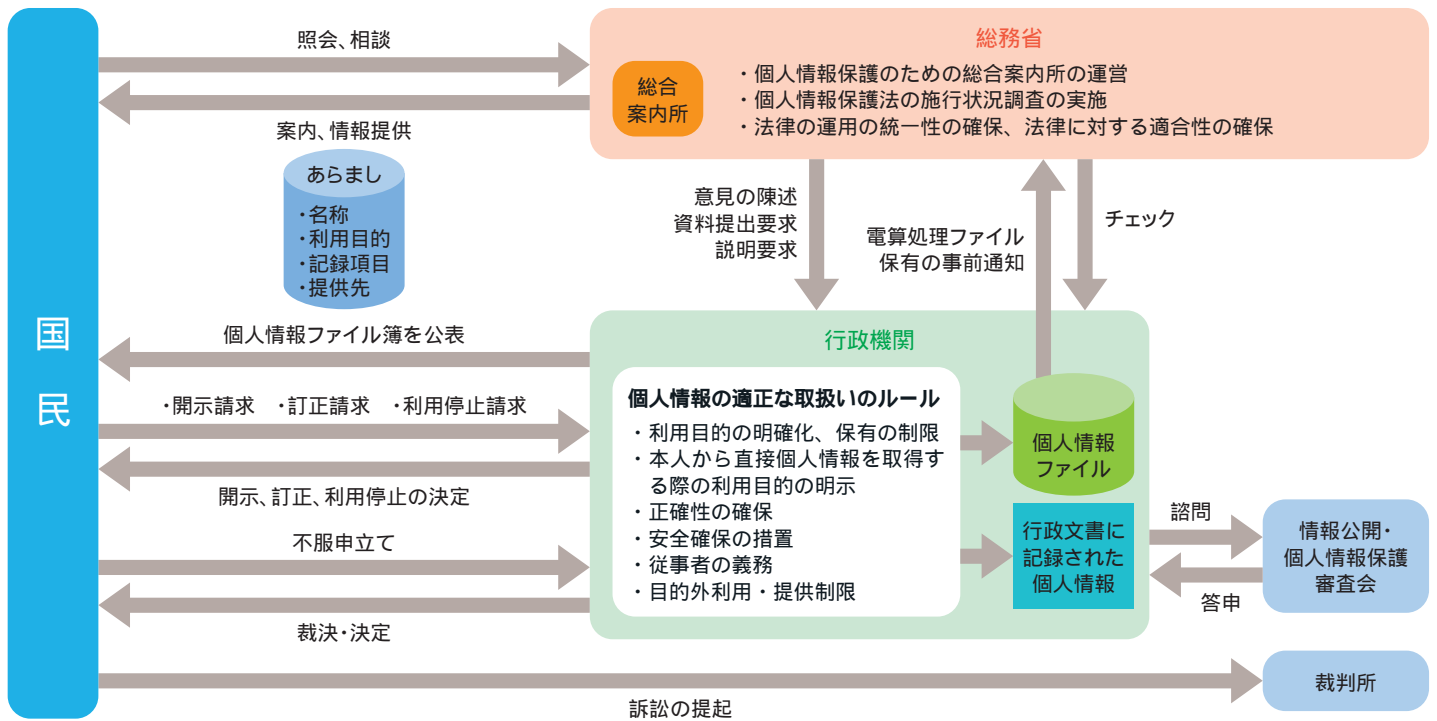
## 苦情処理の仕組み



地方公共団体の窓口について  
地方公共団体の個人情報に関する苦情相談窓口については、内閣府の「個人情報の保護」のホームページ (<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>)に一覧が掲載されています。

「認定個人情報保護団体」とは  
個人情報の適正な取扱いの確保のため主務大臣が認定した、苦情の処理や対象事業者に対する情報の提供などを行う団体です。

国の行政機関の保有する個人情報の保護の仕組み



**正確性の確保**  
利用目的の達成に必要な範囲で、保有する個人情報の内容が事実と合致するように努めなければなりません。

**安全確保**  
保有する個人情報の漏えい等を防止するため、個人情報の適切な管理に必要措置を講じなければなりません。

**利用・提供の制限**  
法令に基づく場合を除き、原則として、利用目的以外の目的のために個人情報を利用・提供してはなりません。

**(4) 個人情報ファイル保有の事前通知・個人情報ファイル簿の作成公表**  
行政機関は、電算処理されている個人情報ファイルを保有するに当たって、そのことを総務大臣に事前に通知しなければなりません。また、個別の個人情報ファイルごとに、その名称、利用目的、記録項目、収集方法、提供先などのあらしを記載した個人情報ファイル簿を作成・公表しなければなりません。

**(5) 開示・訂正・利用停止請求制度**  
だれでも、行政機関が保有する自分の個人情報について、開示を請求することができます。また、開示を受けた個人情報について、その内容が事実でないと思うとき又は不適法な取得、利用・提供が行われていると思うときは、行政機関に対して、訂正又は利用停止を請求することができます。また、開示請求等に対する行政機関の決定について不服がある場合には、不服申立てを行うことができます。この場合、行政機関の長は、第三者機関として設置された情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければなりません。

**行政機関における個人情報の適正な取扱いの確保**  
個人情報保護法は、民間部門の自主性を尊重する観点から、必要最小限の規律となっており、これに対し、行政機関個人情報保護法は、国民の利便性の向上、行政運営の効率化等を推進するために政府全体で取り組んでいる電子政府の構築にとつて基盤となる重要な法制であり、行政に対する国民からの信頼を確保する観点から、より厳格な制度となっております。

総務省としては、行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するため、今後も引き続き制度の周知徹底を図っていくとともに、法の施行状況の調査等を通じ制度の円滑な施行を推進していきます。

(資料提供・内閣府国民生活局/総務省行政管理局)

問い合わせ先  
「個人情報保護法」については  
内閣府国民生活局企画課  
個人情報保護推進室  
電話 03.5253.2111(代)

「行政機関個人情報保護法」については  
総務省行政管理局行政情報  
システム企画課個人情報保護室  
電話 03.5253.6111(代)

# 個人情報の保護への積極的な取組が、事業者にとってプラスの効果を発揮する

野村 豊弘

学習院大学法科大学院教授  
国民生活審議会個人情報保護部会会長



**い**よいよ、4月1日から個人情報保護法が全面施行されます。これまで、個人情報の保護に対して、国民は多少鈍感ではなかったでしょうか。企業からの顧客情報の流失や個人情報の売買に関する事件などの多発は、個人情報を取り扱う企業の中で、十分な管理がなされていなかったことの表れだと思います。

確かに、これまでも個人情報の保護は大切だ、という共通認識はありましたが、どのように保護するかについては、抽象的であいまいな部分がありました。今回、法律として明文化され、事業者の守るべきルールが具体的に示されたことには、大きな意義があります。

個人情報保護法が成立したのは、平成15年5月ですから、これまでに2年間の準備期間がありました。昨年の4月には、「個人情報の保護に関する基本方針」が閣議決定され、その基本方針に則して、それぞれの分野で各省庁がガイドラインを策定しました。個人情報取扱事業者は、それに沿う形で、事業者内部の個人情報保護の仕組みを整備し、体制を整えてきました。そのため、企業の考え方も変わってきたと思います。

個人情報保護の取組に積極的な企業では、プライバシーマーク（個人情報保護に関する事業者認定制度のロゴマーク）を取得して、個人情報の保護にきちんとした対策を行っていることを、イメージアッ

プ戦略としています。また、情報管理の認証制度である、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度もあり、環境ISOと同じように、認証を得た企業は自社のアピールポイントとして活用しています。

例えば、ある企業が入力業務を外注に出す場合、外注先から情報が漏れたら意味がありませんので、外注先には自社と同じレベルの情報管理能力を求めます。そのため、受注側の企業では、情報の対策を整備している証として、プライバシーマークやISMSの認証が効果を発揮するのです。このように、企業が情報管理の仕組みの整備を積極的に進めることは、法律を守るということだけではなく、長い目で見た場合、その企業にとってプラスとなることが多いのです。

各企業では、個人情報データベースへのアクセス制限やアクセスの記録が残るシステムなどの仕組みを整えることと、従業員の意識を高める教育の両面での対策が進んでいます。しかし、企業側からは、企業内の秩序維持だけでは情報の漏えいを防ぐことが難しいため、従業員にも罰則を科せるようにしてほしいという要望が出ています。個人情報保護法では、事業者の義務は定めていますが、従業員個人に義務は課せられていません。個人への罰則については、今後の検討課題の一つです。

もう一つの課題は、医療、金融・信用、情報通信等の3分野に対する措置についてです。この3分野は、格別の措置として、他の分野よりも細かなガイドラインが定められていますが、消費者、学識経験者の間では、別に法律を定めるべきではないかという意見があります。例えば、金融分野では、業態を超えた企業間の合併が進んでいます。仮に銀行と証券会社が合併した場合に、銀行が有している預金者の情報を基に、株式のセールスを行うとすると、問題が発生します。個人情報保護法では、個人情報の第三者提供と目的外利用について規制していますが、企業の合併などの場合は必ずしも視野に入っていないように思います。この3分野については、ガイドラインで円滑に進むのか、あるいは新たに法律が必要なのかを検証していく必要があります。

また、国民一人一人の意識改革も重要です。今は情報が電子化されているため、自分の情報が漏れていることすら知らない場合があります。それは、自分がどこかに提供した個人情報が、回り回って、自分の知らないところで使用されていることでもあります。自分が個人情報を提供するときには、その情報がどのように使われるのかを意識することが必要です。また、疑問を感じた場合は、消費生活センターなどに相談することが大切です。

関連サイト紹介

内閣府「個人情報の保護」  
ホームページ

[http://www5.cao.go.jp/  
seikatsu/kojin/index.html](http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html)

総務省ホームページ

[http://www.soumu.  
go.jp/](http://www.soumu.go.jp/)

「個人情報の保護に関する法律」の全文が掲載されています。

トップページから「行政管理」をクリックし、次に「個人情報保護」をクリックすると、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の全文が掲載されています。

政策  
フラッシュ